

答 申

1 審査会の結論

本件審査請求は棄却されるべきである。

2 審査請求の趣旨

審査請求人が名張市個人情報保護条例（平成15年条例第1号。以下「条例」という。）に基づき行った次の保有個人情報開示請求に対し、実施機関が行った保有個人情報不存在決定（以下「本件決定」という。）の取り消しを求める。

保有個人情報開示請求日：令和4年5月16日

請求内容：名張市農業委員会が請求者に対して行っている以下の接遇や対応、請求者が見た・聞いた様な公務を行うと定めている公文書及び請求者以外にも同様の公務を行っている事がわかる公文書

- ① 維持管理室長、農林資源室長、農業委員会次長に「差別された」と感じたことを訴えたところ、「差別していない」とふてくされるだけで謝罪しない。
- ② 農業委員会に郵便物が届いていないことを伝えたところ、「送りました」とふてくされるだけで謝罪しない。
- ③ 開発行為に関連して、地元関係者からの不当な金員を要求され15万円支払った事実を口頭、メールで伝えたところ、「そのようなことは聞いていない」と無視する。「無視するな」と言うのと「あなたの意見は聞かないことにする」と差別する。
- ④ ③の金員の要求者と職員の癒着を疑う旨を告げても無視を続ける。
- ⑤ 市民部長が市民相談室長からの報告を「聞いていませんでした」と謝罪したのに対し、市民相談室長は「報告しました」の一点張りで謝罪しない。
- ⑥ 総務室、人事研修室等に審査請求書等を持参しても、まともに見ないで違う部署を案内する。市から届く郵便物の書類に不足があったり、作業中の付箋が付いたままだったりすることを指摘しても「間違っていない」と開き直る。

実施機関の処分：令和4年6月7日付け名農委第71号（保有個人情報不存在決定）

処分内容：該当する個人情報を取得及び作成しておらず、保有していないとして不存在決定

3 審査請求人の主張要旨

同一の内容で行った公文書公開請求に対する決定と同様の決定を当該保有個人情報開示請求に適用し、該当する公文書を開示することを求める。

なお、処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、名張市農業委員会に審査請求をすることができる旨の教示はなかった。

4 実施機関の主張要旨

本件決定は、実施機関が開示請求書の記載から保有個人情報を特定し、決定した適法な処分である。

審査請求人が本件において同様の決定を求めている公文書公開請求に対する決定とは、公文書不存在決定である。したがって、情報公開や保有個人情報開示の対象となる公文書はいずれの制度をもってしても存在せず、また、審査請求人も、開示すべき個人情報がどのようなものか明らかにしていない。

審査請求人は、本件の違法、不当はもちろん、具体的にどのような個人情報を求めているか明確に主張していないため、本件決定を取り消す理由はない。

なお、教示については、本件決定通知書において必要な教示を行っている。

5 審査会の判断

(1) 基本的な考え方について

条例の目的は、個人の尊厳を保つ上で個人情報の保護が重要であることから、行政が保有する個人情報の開示等を請求する権利を明らかにすることにより、個人の権利利益を保護し、もって基本的人権の擁護と公正で民主的な市政の推進に寄与することである。

当審査会は、個人情報保護の理念を尊重し、条例を厳正に解釈して、以下のとおり判断する。

(2) 本件決定について

保有個人情報の開示について、条例第12条第1項に「何人も、この条例の定めるところにより、実施機関に対し、当該実施機関の保有する自己を本人とする保有個人情報の開示の請求をすることができる。」と規定するとおり、個人情報を含まないことが明らかである法令等は、条例における開示請求の対象にならない。

また、実施機関は、本件決定通知書において、教示を適切に行っている。

(3) 結論

よって、審査会の結論のとおり答申する。

6 審査会の経過

年 月 日	処 理 内 容
令和5年 6月16日	諮問
令和5年 8月21日	令和5年度第1回名張市情報公開・個人情報保護審査会 審査
令和5年 9月 6日	答申

7 審査会委員

職 名	氏 名	役 職 等
会 長	辻 陽	近畿大学法学部 教授
委 員	中野 栄蔵	名張市シルバー人材センター 理事長
委 員	高嶋 雅子	人権擁護委員
委 員	竹谷 和也	西日本電信電話株式会社 三重支店 ビジネス営業部長
委 員	田中 友康	楠井法律事務所 弁護士